

ブロック説明会等における 主な意見

令和6年9月
水産庁

1. ブロック説明会について

○2024年8月に全国5箇所でブロック説明会を開催し、増枠した場合の国内配分について意見を聴取
(対面参加のべ約290名、ウェブ参加のべ約550回線)

- ・8月9日 北海道ブロック(札幌)
- ・8月21日 太平洋ブロック(東京)
- ・8月23日 九州ブロック(福岡)
- ・8月27日 日本海ブロック(新潟)
- ・8月29日 東北ブロック(仙台)

2. ブロック説明会で頂いた国内配分に対する意見（まとめ）

2-1. 配分基礎※

（沿岸漁業関係者）

- ・ 昔ははえ縄に250本も針をつけて操業していたが、現在は10本しか針をつけなくても、6、7本もかかり放流している状況。これまで国内配分を基礎から見直してほしいと訴えても「増枠のタイミングでしか検討できない」という回答だった。今回の増枠では必ず配分の基礎から見直してほしい。
- ・ 直近の漁獲実績も考慮した配分基準の見直しをお願いしたい。
- ・ クロマグロの数量管理に取り組まなければいけなくなった原因は、大中まきによる小型魚の過剰漁獲であり、配分について基礎から見直すべき。沿岸漁業へ十分な配分をした後、残りで大中まきの配分を考えるべき。
- ・ 配分の根拠として過去の実績は外せないと思うが、国内配分は古い2002年-2004年にこだわる必要はない。
- ・ 基礎配分のあり方を見直して、直近3年～5年の実績値にすべき。
- ・ 今回の増枠は沿岸がこれまで我慢した結果であると思っており、大臣管理と沿岸への配分は過去の実績にかかわらず、小型魚は混獲管理として増枠分全量を沿岸へ配分し、大型魚は比率が半々となるよう配分してほしい。
- ・ 大臣管理漁業と沿岸漁業との配分の差を解消してほしい。増枠分を全て沿岸へ配分しても差は解消しない。大臣管理漁業と沿岸漁業は等分が妥当だと考える。

※ 大臣管理区分と都道府県（沿岸漁業）への配分の考え方

2

2-1. 配分基礎（続き）

- ・ 国際基準といえ、2002-2004年を基準とし続けることは疑問。直近の2021年-2023年の漁獲実績を国内配分の基準としてはどうか。これをベースとしつつ、沿岸への配慮で大臣管理と沿岸漁業の数量を半々としてほしい。
- ・ 2002-2004年を基準とすることや、漁獲実績に応じた配分とすること自体がおかしい。小規模漁業への配慮は国連決議等随所にあり、まず沿岸に十分な配分をし、その後、枠が残った場合には大臣管理に配分すべき。
- ・ 現在の2002-2004年基準について、当時自分はまだ小学生。県内配分は「県は国の基準に従う」として同じ基準を用いており実績を積むことも困難。現状は若手に不公平であり、配分基準を変えてほしい。
- ・ 現在の枠では、1漁協で年数本獲ったら終わる量しかなく、生活可能な数量が必要。不公平感の無い配分をしてほしい。
- ・ とにかく現状の枠では少なすぎるので、適切な枠を配分してほしい。
- ・ 資源の減少が大中まきによるものであることは明らかであり、大型魚の50%増枠分は全て沿岸漁業とかつお・まぐろ漁業へ配分し、大中まきへは今回の増枠分の配分凍結を要望する。かつお・まぐろ漁業への大型魚の配分が1000トン規模になれば、現在のIQを一時停止して、漁獲実績を新しく取り直せるのではないか。

（かつお・まぐろ漁業関係者）

- ・ 水産庁の指示に従いIQ管理に移行したが、漁業者間での格差が拡大し、不和が生じている。せめて増枠で多く配分されれば、不和が少しは解消すると考えるので、増枠の重み付けをしていただきたい。小型魚のかつお・まぐろ漁業への増枠もお願いしたい。

3

2-1. 配分基礎（続き）

（大中型まき網漁業関係者）

- ・ これまでも大中まきは沿岸漁業向けに相当抛出しているほか、小大交換や繰り越しにおいても沿岸に配慮されている。こうしたことから増枠の配分は、令和6管理年度の当初配分を基礎とし、増枠分を平等に配分してほしい。
- ・ 昨今の油代等の資材高騰もあり、今回の増枠に期待している。これまで沿岸に配慮して枠を抛出してきた経緯もあり、公平な配分をお願いしたい。

（都道府県職員）

- ・ 国内配分については、直近3か年の漁獲実績を基礎としつつ、増枠分は沿岸への配分で沿岸へ手厚く配分してほしい。

4

2-2. 配分において「配慮すべき事項」 【①沿岸漁業】

（沿岸漁業関係者）

- ・ そもそも大中まきによる小型魚の漁獲が資源減少の原因であり、今回の増枠分は全て沿岸へ配分すべき。
- ・ 過去の配分は大中まきを優遇しており、今度こそ沿岸へ十分な枠を配分すべき。
- ・ 沿岸漁業者はこれまでの不公平な配分で8年間我慢してきた。今回の増枠は全面的に沿岸へ向けるべき。
- ・ 前回増枠時は、結局大中まきに多くの量が配分された。今回こそは沿岸に多く配分すべきであり、大型魚の増枠分のうち2/3は沿岸へ配分すべき。
- ・ 小型魚の管理に苦勞しており、小型魚の配分でも沿岸に配慮してほしい。
- ・ 当地域の沿岸のはえ縄では漁獲の99%がクロマグロであり、クロマグロしか獲れない。大中まきは様々な魚種をとることが可能であり、クロマグロしか獲れない沿岸へ優先配分すべき。
- ・ 現在、29人で2.2トンを分け合っており、クロマグロが前浜に来ても獲れない状況。生活できるような配分をお願いしたい。
- ・ 資源の減少が大中まきによるものであることは明らかであり、小型魚の10%増枠分は、沿岸漁業へ優先配分してほしい。
- ・ 大中まきは様々な魚種をとることが可能だが、我々はクロマグロしか獲れない。数十隻の大中まきでなく、2万人以上いる沿岸漁業者のことを考えて配分してほしい。

（その他）

- ・ 過去の漁獲実績がない県にも、今後クロマグロ漁業が始められるよう配分すべき。

5

2-2. 配分において「配慮すべき事項」

【②：漁法の特性に起因する事項（混獲回避等）】

（沿岸漁業関係者）

- ・ 都道府県別の配分では、現状枠の少ないところへ優先配分すべき。
- ・ 資源が増え、枠が少ない県も放流して枠を超えないよう努力している。配分においては沿岸への配慮は当然のこと、漁獲実績以外のことも考慮してほしい。
- ・ 県の大型魚枠は少なく、すぐに採捕停止になる。今回の配分では、混獲回避等で苦しい思いをしている枠の少ないところへ優先配分すべき。
- ・ 資源の増加に伴って、これまで獲れなかった漁業種類でも混獲が非常に増えている。混獲対応の数量が増え、専獲分の枠が減っていつている状況にあり、混獲対応に十分配慮した配分としてほしい。
- ・ 14トンと100隻で分けている大変苦しい状況。採捕停止命令が出たため盛漁期に操業を断念せざるを得なかった。国の指示を守ったことも評価し、少枠の管理区分へ十分配慮した配分をしてほしい。
- ・ 定置網は混獲率が非常に高く、枠内で操業するために大量のクロマグロを放流しているが、その際に他の魚種も一緒に放流されており、経済的な損失が大きい漁業種類。資源管理の作業負担、経済的負担の大きい定置、はえ縄、一本釣りに優先的に配分してほしい。
- ・ 現在の「配分の考え方」に記載されている「混獲回避を行うなど漁獲枠管理の負担の大きい漁業者や獲り控えた都道府県、漁業等に対して配慮することを検討すべき」という部分を重視して配分すべき。また、放流の作業負担や尾数、日にちなど、放流についても考慮して配分してほしい。

6

2-2. 配分において「配慮すべき事項」

【②：漁法の特性に起因する事項（混獲回避等）】（続き）

（大中型まき網漁業関係者）

- ・ 大中まきでもサバ等の漁獲の際に混獲されてしまう。大中まきでもクロマグロの混獲管理に苦労しており、混獲対応への配慮が必要。

（都道府県職員）

- ・ 県内で枠を細分化した場合や、前期に獲り控えたが、後期に期待した漁獲が無かった場合など、消化率が低くても獲り控えている場合もある。そうした獲り控えの事情も考慮してほしい。
- ・ 枠の少ない県も枠の多い県と同様に、クロマグロを放流していることを配分で考慮してほしい。

（その他）

- ・ 今回の増枠分は、資源の回復により来遊量が増加し、苦しんでいる沿岸漁業へ配分すべき。

2-2. 配分において「配慮すべき事項」

【③：資源評価に用いるデータの収集】

（沿岸漁業関係者）

- ・ 資源評価に必要なデータ収集への配慮など、使っていない記載は削除すべき。

7

2-2. 配分において「配慮すべき事項」【④：地域経済への影響】

(沿岸漁業関係者)

- ・ 大規模漁業者の漁獲は単価が低く、単価の低い水揚げがこれ以上増えることは国内相場の下落を招く。この点も考慮して、沿岸漁業者への重点配分を要望する。
- ・ 大中まきによる小型魚漁獲が資源に与えるインパクトはまだ高い。また、大中まきは小型魚から大型魚へ枠を振り替え、単価の高い大型魚を獲ることも可能。こうした対応が困難な漁業に十分な枠を配分すべき。
- ・ 大中まきは近年、夏に大型魚を漁獲して単価の高い冬まで畜養して出荷し収益を上げている。小規模漁業者にそのような取り組みは困難であり、配分においてはそういった収支の実態等も考慮すべき。
- ・ まき網が効率的な漁業であることは認めるが、今後は価値を考えて漁業をすべき時代。インバウンドへの対応や将来の日本の漁業構造をどうしていきたいかなど、将来を見据えた配分の検討をお願いしたい。

(都道府県職員)

- ・ 配分は大臣管理と沿岸で1:1となるようにしてはどうか。また、枠の数量や配分方法だけに焦点をあてず、これまでの配分の結果、それぞれの収入面がどうなったかを検証してほしい。
- ・ 当県はえ縄漁業の収入に対するクロマグロへの依存度は、平成30年は9%程度だが、令和3年以降は40%以上となっており、クロマグロで生活している状況。こうした小規模漁業者の経営状況も考慮した配分をお願いしたい。

(その他)

- ・ 価値の低いクロマグロを獲る大中まきに配分せず、価値の高いクロマグロを獲る漁業に優先して配分すべき。

8

2-2. 配分において「配慮すべき事項」【⑤：新規就業者への配慮】

(沿岸漁業関係者)

- ・ 若手漁業者であるが、過去実績がないため現在は年1本しか漁獲を許されておらず、生活は成り立たない。生活できるよう沿岸への配分を手厚くしてほしい。
- ・ 過去の実績ベースでは若手や新規就業者へ枠が配分されないので、新規就業者用に枠を配分するなど、新規就業者対策を考えてほしい。
- ・ 沿岸漁業者が生活できて、若者を含め将来を考えられる枠が必要。
- ・ 他県から移住してくるまぐろ一本釣りを始めたが、枠が小さく生活ができない。水産庁は漁業者の夢を壊していると感じる。沿岸漁業者への十分な増枠を要望する。
- ・ 地域にとって若手や新規就業者は最も重要であり、今回の配分において国の将来を考えた新規就業者対策を何か盛り込むべき。
- ・ 「配分の考え方」で、新規就業者への配慮について何か言及してほしい。若手が夢や希望のもてる資源管理、対策をお願いしたい。

2-2. 配分において「配慮すべき事項」【その他】

(沿岸漁業関係者)

- ・ 今回の増枠は、遊漁・大中まき含め全ての関係者がメリットを享受すべきだが、これまで我慢した既存漁業者に特に手厚く配分すべき。

9

2-3. 都道府県配分の基準

(沿岸漁業関係者)

- ・ 大型魚は最大漁獲実績を基準とし、その1.5倍を配分すべき。
- ・ これまで小型魚を獲っていた。近年は大型魚が大量来遊するので大型魚を獲りたいが、実績がないため枠がなく獲れない。こうした点も考慮し、基礎配分から見直すべき。

(都道府県職員)

- ・ 大型魚の都道府県別配分は、まず最大漁獲実績まで配分してほしい。
- ・ 都道府県別配分については、近年の漁獲実績を重視すべきだが、過去の最大実績を重視する意見もあり、例えば過去の最大実績と近年の漁獲実績のハイブリッドを検討してはどうか。

(その他)

- ・ 今回の増枠配分は過去の実績に捉われず配分すべき。

10

2-4. 国の留保 【現状：小型魚、大型魚とも100トン程度を留保】

(沿岸漁業関係者)

- ・ 留保は100トンより減らしてもよいのではないか。

11

2-5. 遊漁への対応

(遊漁関係者)

- ・ 欧米は漁業より遊漁の方が枠が大きい。日本は40トンとわずか0.3%程度であり、数日で採捕停止となる状況。経済効果を考えれば、遊漁枠を設定し、遊漁も増枠すべき。
- ・ 遊漁には大きく分けてプレジャーボートと遊漁船業があり、遊漁船業はそれで生活している「なりわい」であり、現状は採捕停止によりほとんど営業できていない状況。配分において配慮が必要。
- ・ 現在の遊漁の40トンは科学的根拠のない数字。遊漁枠を設けるとともに、経済効果も考慮して遊漁へ十分な枠を配分すべき。釣具や宿泊等も含め、1尾のクロマグロによる遊漁の経済効果は漁業の比ではない。また、増枠後の値崩れが心配されているが、遊漁は販売しないため値崩れは起きない。
- ・ 沿岸漁業者に手厚く配分すべきだが、数日で採捕停止となる遊漁にも十分な枠を配分してほしい。個人的には現状は4日で7トンの採捕があり採捕停止となるので、月20日で35トン、12か月で約400トンあれば十分。
- ・ 遊漁の経済効果は高く、遊漁にも公平に配分してほしい。
- ・ 遊漁はルール次第で少ない枠でも管理可能であり、遊漁と漁業が共存可能な方法はあると考えている。
- ・ 遊漁の管理は、プレジャーボートと遊漁船業を分けるべき。その上で遊漁枠を設定してほしい。採捕停止命令が出ると予約を断らざるを得ず、経営にとって大きな打撃となる。
- ・ 沿岸漁業に手厚く配分するとともに、遊漁にも十分な枠を配分すべき。遊漁で年間400トンや500トン程度を獲っても、資源への影響はほとんどないと考えている。
- ・ 遊漁船業はとにかく営業を継続させてほしい。1人1年に1尾でも1船1尾でもよい。数量については、今の4倍(160トン)あればよいと思うが、キャッチ&リリースが改善されればもっと少ない数量でも問題ない。

12

2-5. 遊漁への対応 (続き)

(沿岸漁業関係者)

- ・ 遊漁と漁業では経済効果の基準も異なると思うので、一概に比較が困難。慎重に検討すべき。
- ・ 遊漁への配分量は自家消費の範囲内の数量とすることを要望したい。

13

2-6. 未利用分の繰越しの取扱い

(沿岸漁業関係者)

- ・ 近年は消化率が高まり、追加配分が減少傾向。結果として沿岸へ配慮する数量が減少しており、この対策が必要。
- ・ 繰越の各区分10%までという上限は引き上げてほしい。

(都道府県職員)

- ・ 追加配分原資が年々減少しているので対応が必要。
- ・ 繰越しについては、現状の措置を維持してほしい。

14

2-7. 小型魚から大型魚への漁獲可能量の振替

(沿岸漁業関係者)

- ・ 1.47倍で小大交換できる措置が恒久化するが、小型魚の全体枠が減ることは、小型魚が混獲される定置網にとってマイナスとなるため、その扱いは慎重に検討してほしい。

(都道府県職員)

- ・ 小型魚から大型魚へ400トン以上を振替えるという規定は、今回の小型魚と大型魚の増枠バランスを踏まえ、一定程度に抑えてもよいのではないか。また、今回1.47倍での振替が上限なく恒久化することを受け、県内の小型魚から大型魚への振替をいつでも簡便にできるようにしてほしい。
- ・ 小型魚から大型魚への振替措置の上限が撤廃されるが、小型魚の枠を持つ都道府県だけが得をする。振替を行うにあたっては、小型魚の枠を持たない都道府県へ優先的に配分してほしい。
- ・ 小型魚の漁獲抑制の取組の結果、大型魚が増枠されたのであり、小型魚の管理に努力した漁業者にも大型魚を配分すべき。小型魚の実績しかない漁業者には大型魚は配分されないが、大型魚にシフトしたい漁業者もいる。
- ・ 小型魚から大型魚への振替を現状の1.4倍からもう少し重みづけをするなど、振替対策をお願いしたい。

15

2-8. その他、配分に関する意見

(沿岸漁業関係者)

- ・ 当県には配分ゼロの漁業者もいる。ゼロは何倍してもゼロであり不公平。例えば、増枠分を都道府県別に均等(1県60～70トン)に分けてはどうか。大中まきも船籍県があり、各県へ均等配分された数量の中で、大中まき含めどう配分するか県内で検討すればよい。

(都道府県職員)

- ・ 国で放流数を把握し、配分に反映してほしい。最低限データは集めるべき。

2-9. その他、配分の検討に関する意見

(沿岸漁業関係者)

- ・ 我々の意見を全て、正確にくろまぐろ部会の委員へ届けてほしい。
- ・ 過去のクロマグロ管理が適切だったのか、今後の話をする前に、これまでの評価をすることが重要。

(その他)

- ・ そもそも管理当初に大中まきに2000トンを配分したことが間違いであり、これまでの配分の評価検証をしてから今後の配分の話をするべき。
- ・ くろまぐろ部会では、これまでの配分の経緯や国際的な議論を全て把握してから今後の配分を議論すべき。WCPFCの関連資料は全て日本語訳して委員に事前に説明すべきであり、その訳資料は全ての漁業者や報道関係者とも共有すべき。